

第 1 章

はじめに

1-1. 立地適正化計画の概要

(1) 都市のコンパクト化の必要性について

■ 地方都市における都市の問題

地方都市では、市街地やその周辺で大幅な人口減少が進んでおり、このままでは地域住民がまばらに居住し、市街地の空洞化（都市のスポンジ化とも呼ばれる）が発生する恐れがあります。

市街地の空洞化が進むことで、医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難になることが予想されます。さらに、社会資本の維持修繕による財政負担の増加、市中心部等の不動産などの価値の低下を引き起こし、公共投資等の質の低下や居住環境の悪化も予想されます。



市街地での空き家・空き地の発生
（空洞化、都市のスポンジ化）

■ これからの都市構造におけるコンパクトシティの必要性

そうしたなか、人口減少に対応した都市のあり方として、コンパクト・プラス・ネットワークを前提とした都市構造（コンパクトシティ）への転換を、国や多くの自治体等が取り組んでいます。具体的には、都市構造のあり方を根本的に見直し、医療・福祉・商業や公共交通等を含めて都市機能の集約・連携を図ります。

また近年では、大規模災害が頻発しており、本市においても平成 29 年の台風第 18 号で大きな被害が生じました。こうした災害に対する土地利用や都市施設等のあり方も見直されるようになっていきます。

コンパクトシティへの転換は、以下のような視点から、今後の自治体運営にとって極めて重要となっています。

◇ 都市機能等からの必要性

- ⇒ 都市機能の集約による市街地の利便性・魅力の向上
- ⇒ 財政面及び経済面において持続可能な都市経営の実現

◇ 居住等からの必要性

- ⇒ 人口が減少しても、安全・安心で利便性の高い居住地の形成
- ⇒ 高齢者や子育て世代など誰にとっても安心して暮らせる快適な生活環境の実現

◇ 連携・地域等からの必要性

- ⇒ 周辺部に居住する交通弱者でも移動しやすい交通体系の構築
- ⇒ 周辺部の生活を維持するための産業育成や地域資源の掘り起こし

◇ 都市防災等からの必要性

- ⇒ 災害に対する防災対策・避難体制等のあり方の検討
- ⇒ 災害の危険性に応じた市街地の再編や土地利用の検討

■ コンパクトシティをめぐる誤解

コンパクトシティの考え方は、中山間地の農家等を市街地に移住させるものではありません。

また市街地への一極集中が進み、その他の地域での生活が不便になるといったことが起こらないよう、郊外も含めた多極化・ネットワーク化、緩やかで時間をかけた誘導を基本としています。

(2) 立地適正化計画とは

■ 立地適正化計画の創設

コンパクトな都市を目指す気運が高まっていることを受けて、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を定めることが可能となりました。

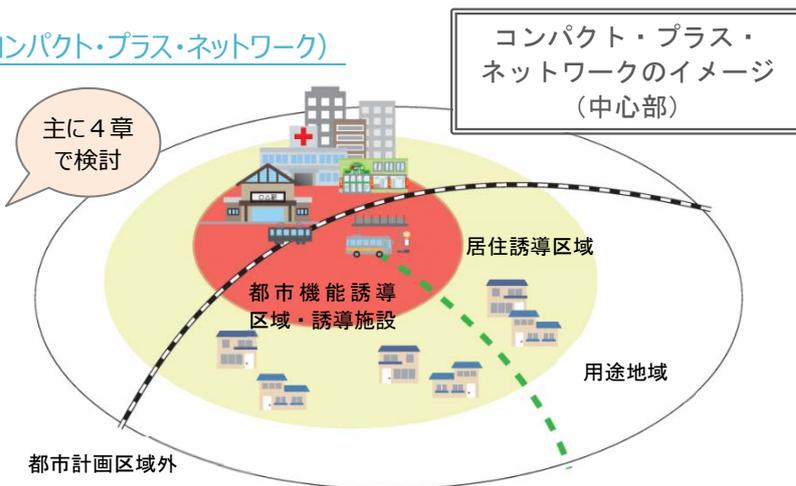
○改正都市再生特別措置法の施行

- ・言葉とイメージが先行したコンパクトシティを具現化・制度化
- ・都市全体の観点から居住や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランの作成を国が支援

■ 立地適正化計画で定める事項① (コンパクト・プラス・ネットワーク)

住宅や都市機能（医療・福祉施設、商業施設、子育て・教育施設、文化施設、行政施設など）の立地を、これからの時代背景に合わせて適正に誘導することを目的としています。

また、誘導してコンパクトになった市街地・地域の拠点は、公共交通でネットワークを形成することが必要です。



都市機能誘導区域・誘導施設

生活サービスを維持集積するエリア、誘導する施設、具体施策を設定

居住誘導区域

居住を誘導するエリア、空き家・空き地対策を含む具体施策を設定

連携・地域

都市機能や地域を結ぶ公共交通、地域拠点のあり方、具体施策を設定

■ 立地適正化計画で定める事項② (防災まちづくり)

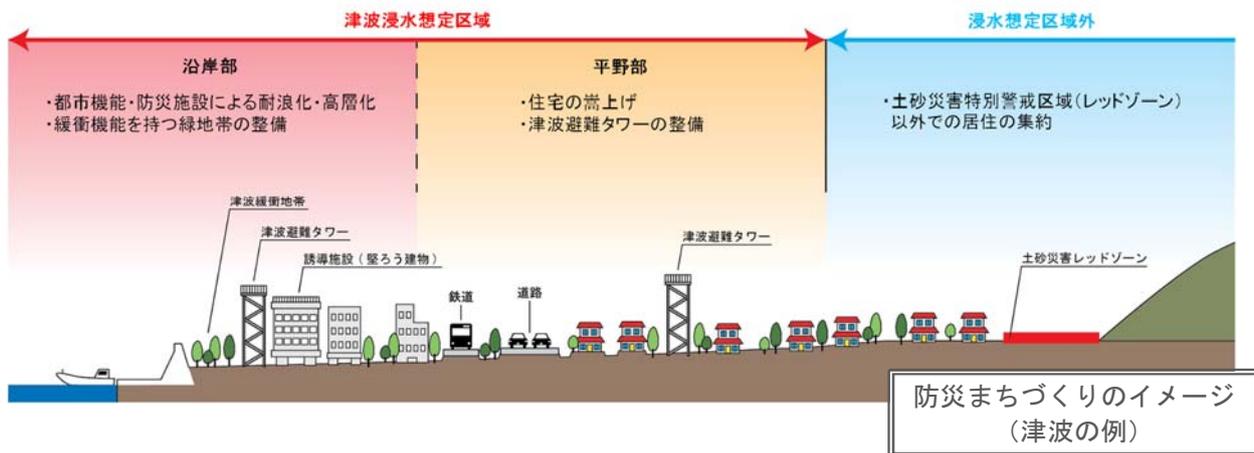
住宅や都市機能を誘導するにあたっては、災害に対する安全性も考慮した防災まちづくりに留意することが必要です。

特に本市のような災害の多い自治体では、事前に防災まちづくりの指針を定め、安全性の高い都市を作ることが重要となります。

主に5章で検討

都市防災

各地域の防災の課題を明確化し、具体施策を設定



(3) 津久見市の立地適正化計画について

■ 目標年次

本計画は、地域住民の居住や都市機能を緩やかに誘導・集約化するもので、計画の作成から効果が出始めるまでに年月を要します。

そのため本計画の目標年次を、都市計画の目標期間として使用されることの多い概ね 20 年後とします。

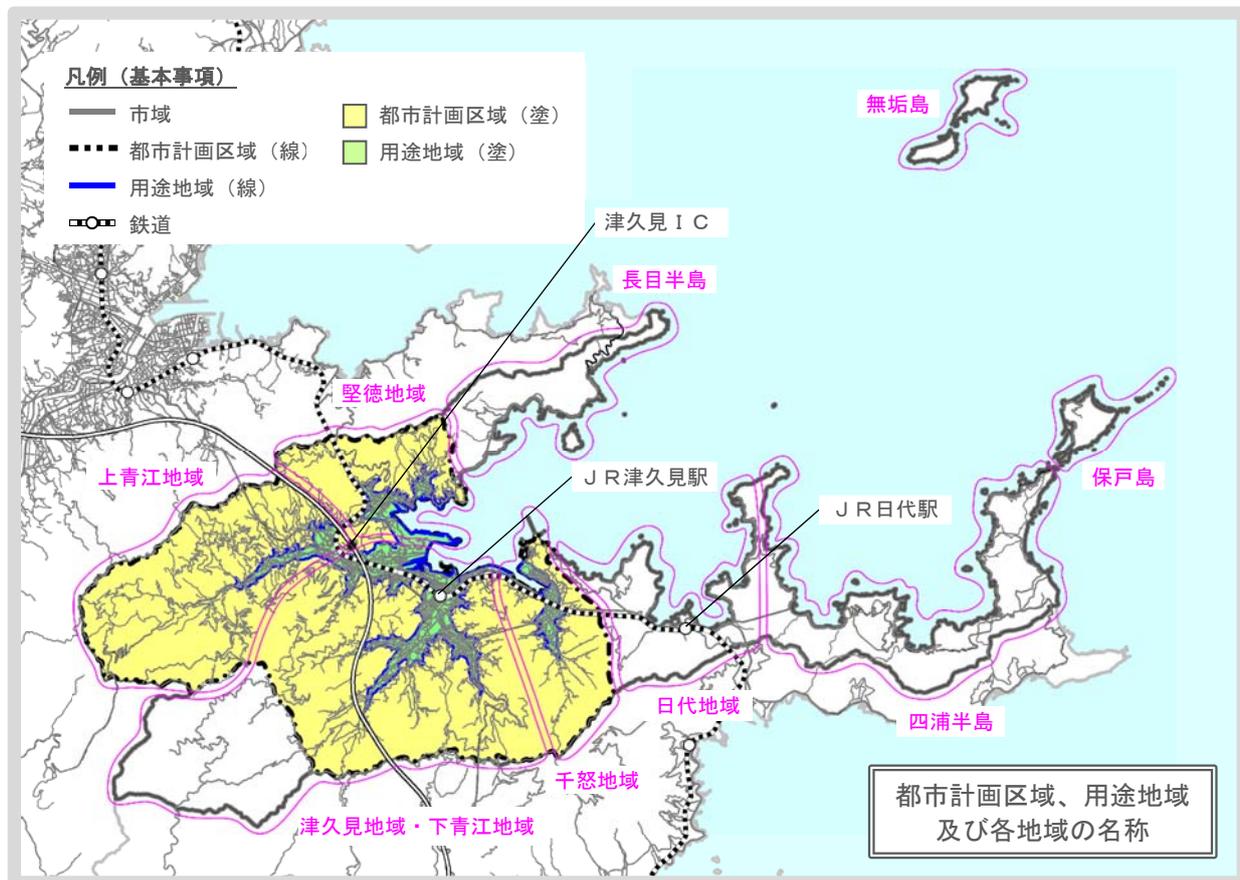
計画名	策定年次	目標年次
大分県区域 マスタープラン	令和 3 年 3 月 (2021 年)	令和 22 年 (2040 年)
津久見市都市計画 マスタープラン	令和 4 年 3 月 (2022 年)	令和 22 年 (2040 年)
津久見市立地適正化 計画 (本計画)	令和 4 年 11 月 (2022 年)	令和 22 年 (2040 年)

■ 計画対象区域・本計画のベース図

立地適正化計画は、都市計画区域を対象に、コンパクトシティのあり方を検討するものです。基本的には、用途地域の範囲内で都市機能誘導区域、居住誘導区域を定めることとされています。本市においても、これらの地域を対象に計画を作成します。

一方で、本市のような中山間地を多く含む地方都市では、市街地や市街地近郊のまちづくりを考えるだけでなく、中山間地の生活利便性や集落の維持を検討することも重要です。そこで本計画は、中山間地の都市構造や具体施策についても検討し、本市に居住する誰もが生活しやすいコンパクトシティを目指します。

本計画では、大分県の都市計画基礎調査のほか、国土交通省の国土数値情報、国土地理院の基盤地図情報を基に作成した下図をベース図とします。また航空写真は、国土地理院の電子国土基本図（オルソ画像）を使用し、その上にGISで作図しています。



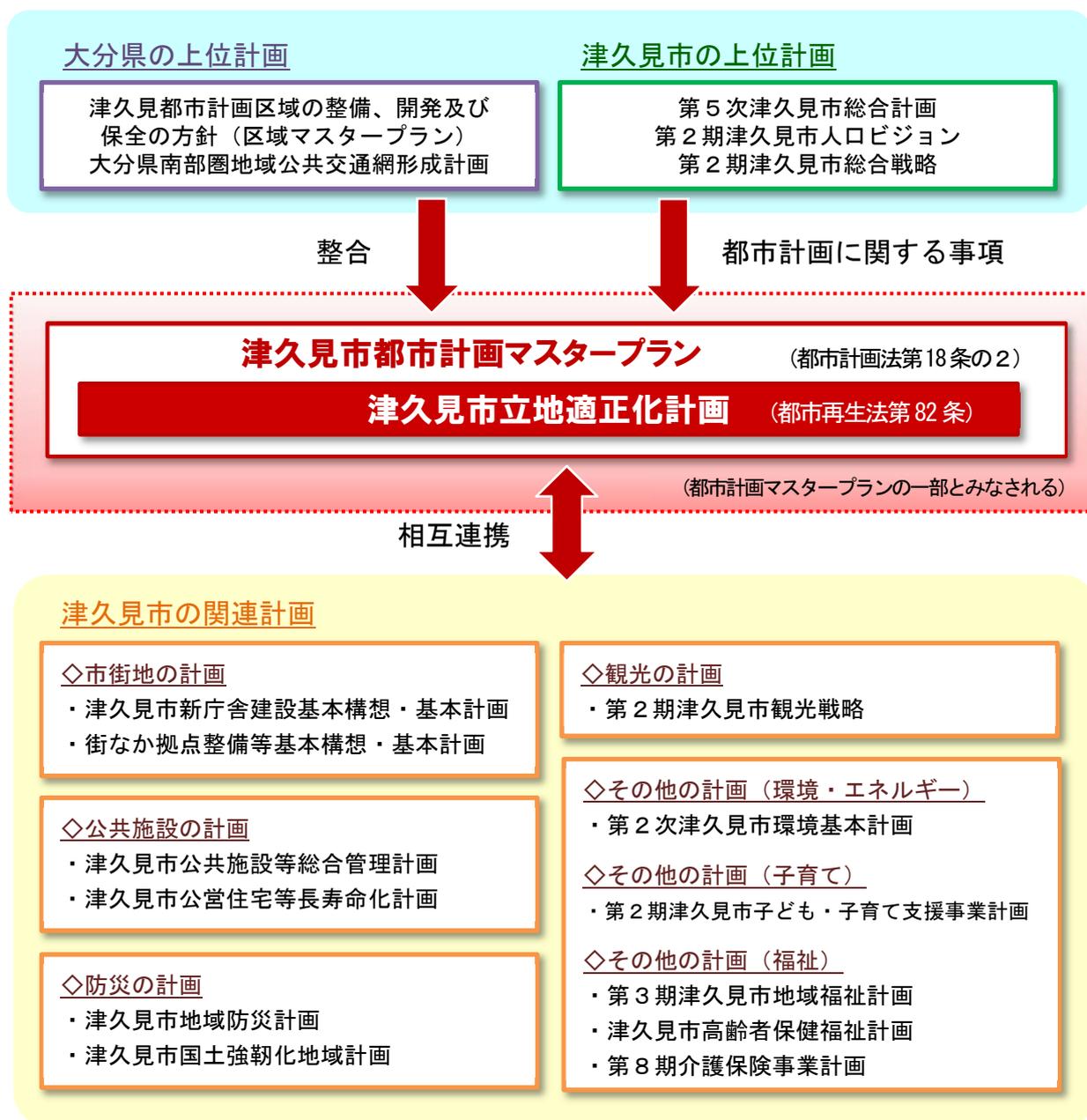
資料：大分県 H28, 29 都市計画基礎調査、国土交通省 国土数値情報、国土地理院 基盤地図情報

1-2. 上位・関連計画の整理

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、県や市が定める上位計画と整合するものとして作成し、関連する計画との相互連携を図りながら、各計画で目指す将来像や施策を共有します。

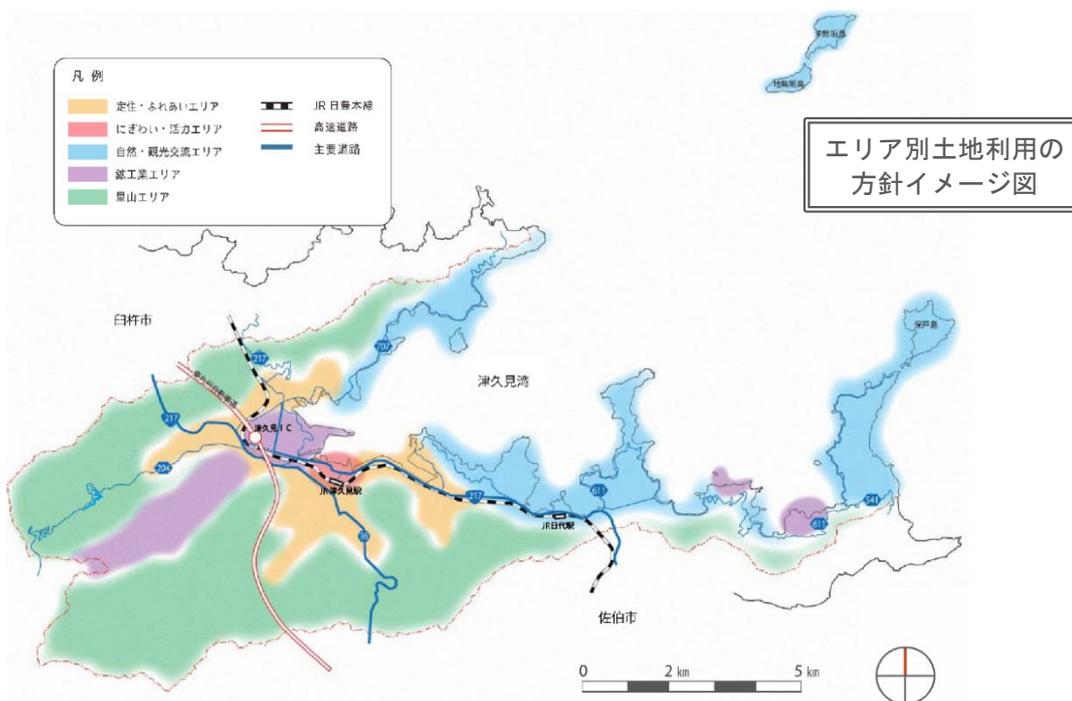
なかでも、津久見市都市計画マスタープランは本計画を包括するものです。本計画は都市計画マスタープランの一部とみなされ、津久見市都市計画マスタープランが今後20年間のまちづくりの指針、まちの将来像を示しているのに対して、本計画は主にコンパクトシティの側面から、土地利用・都市施設・公共交通・防災等の関連する分野の指針・取組みを示しています。



(2) 将来像・市街地像

上位・関連計画における「将来像・市街地像」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 誇りと自信に満ちたまち「津久見」 ～笑顔と活力あふれる定住拠点～ 	R3 総合計画 R4 都市計画 マスタープラン
重点目標 及び 基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ◇重点目標 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 若い世代が未来を託せるまちづくり ◇基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本目標 1：住みたい、住み続けたい、魅力あるまちへ ▶ 基本目標 2：子育て世代に選ばれる、産み、育てやすい環境づくり ▶ 基本目標 3：安定した雇用と労働力の確保、新たな就労環境の整備 ▶ 基本目標 4：津久見との「ゆかり」を大切に新しい人の流れをつくる ▶ 横断的な目標 1：多様な人材の活躍を推進する ▶ 横断的な目標 2：新しい時代の流れを力にする 	R3 人口ビジョン ／総合戦略
将来の 都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定住・ふれあいエリア：本市の市街地のなかで、主に住宅地が形成されている地域、商工業と住宅が混在する地域 ▶ にぎわい・活力エリア：「つくみん公園」周辺の埋立地を含めた本市の中心市街地 ▶ 自然・観光交流エリア：リアス海岸の伸びる半島部や島しょ部の豊かな自然環境と人々の暮らしが共存する地域 ▶ 鉱工業エリア：本市の基幹産業である石灰石採掘、セメント製造を中心とする鉱工業が集積する一帯 ▶ 里山エリア：緑豊かな山地が連なる森林地域、そして本市を代表する特産品の柑橘類の農地を含む一帯 	R4 都市計画 マスタープラン

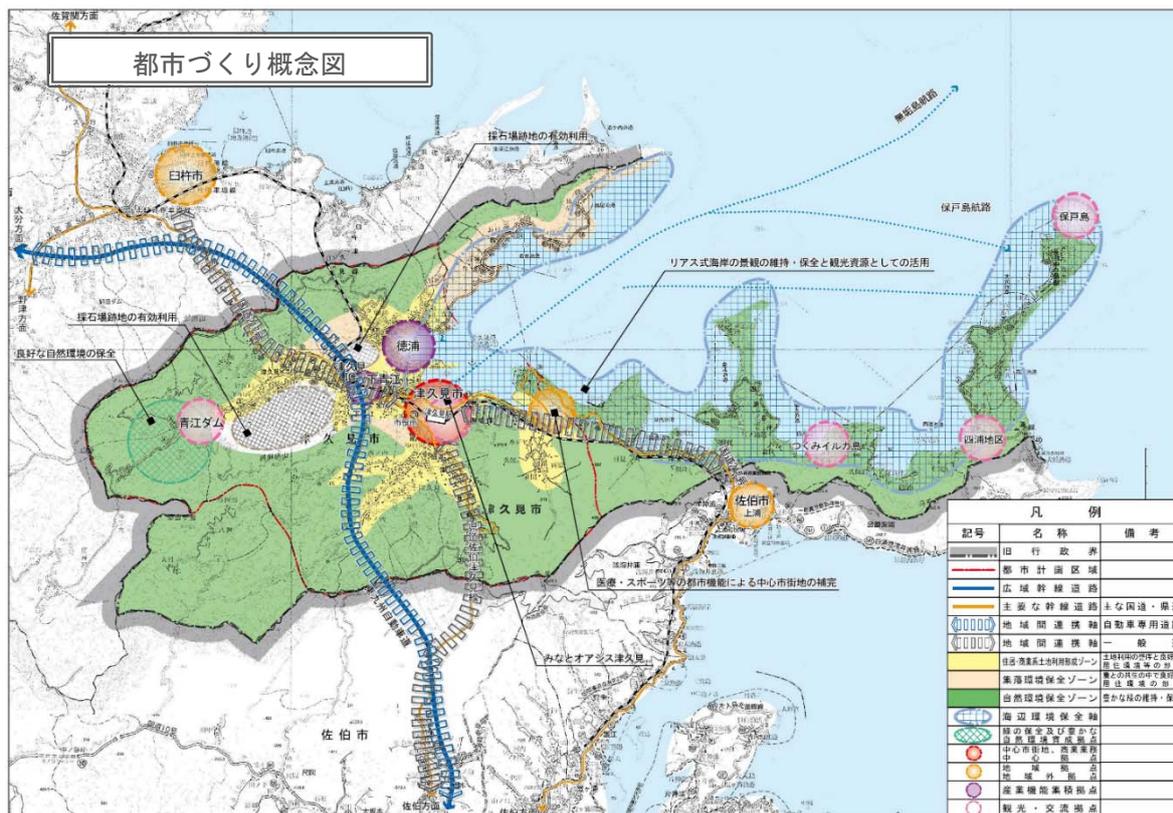


資料：津久見市 R3 総合計画、R4 都市計画マスタープラン

(3) 拠点

上位・関連計画における「拠点」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶津久見駅周辺の市街地一帯を中心拠点とする ▶中心拠点は、商業・業務機能をはじめ、文化・医療・スポーツ等の都市機能が集積している ▶低・未利用地の存在や用途の混在による居住環境の悪化などが顕在化していることから、多様な機能の集積を図り、賑わいと活気にあふれた魅力ある市街地を形成する 	R3 都市計画 区域マスタープラン
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶津久見中央病院や津久見市総合運動公園の周辺一帯の千怒地区を地域拠点とする ▶市民の日常を支える拠点として、医療・福祉など、生活に身近なサービスの集積を図る ▶文化・医療・スポーツ等の都市機能の集積を活かして中心市街地を補完する拠点市街地を形成する 	
観光・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶みなとオアシス津久見、つくみん公園、青江ダム、つくみイルカ島、保戸島、無垢島、四浦地区を観光・交流拠点とする ▶「観光の玄関口」として様々な観光機能の強化による賑わい拠点を形成するため、施設整備や景観整備に努める 	
産業機能集積拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶現在一定の工場集積がある海岸沿いの石灰石関連産業の中心である、下青江地区、徳浦地区などを産業機能集積拠点とする ▶津久見市の産業を支える拠点として、工業地の機能の集積と充実や周辺の自然環境への配慮に努めるとともに、新たな企業誘致を図る 	

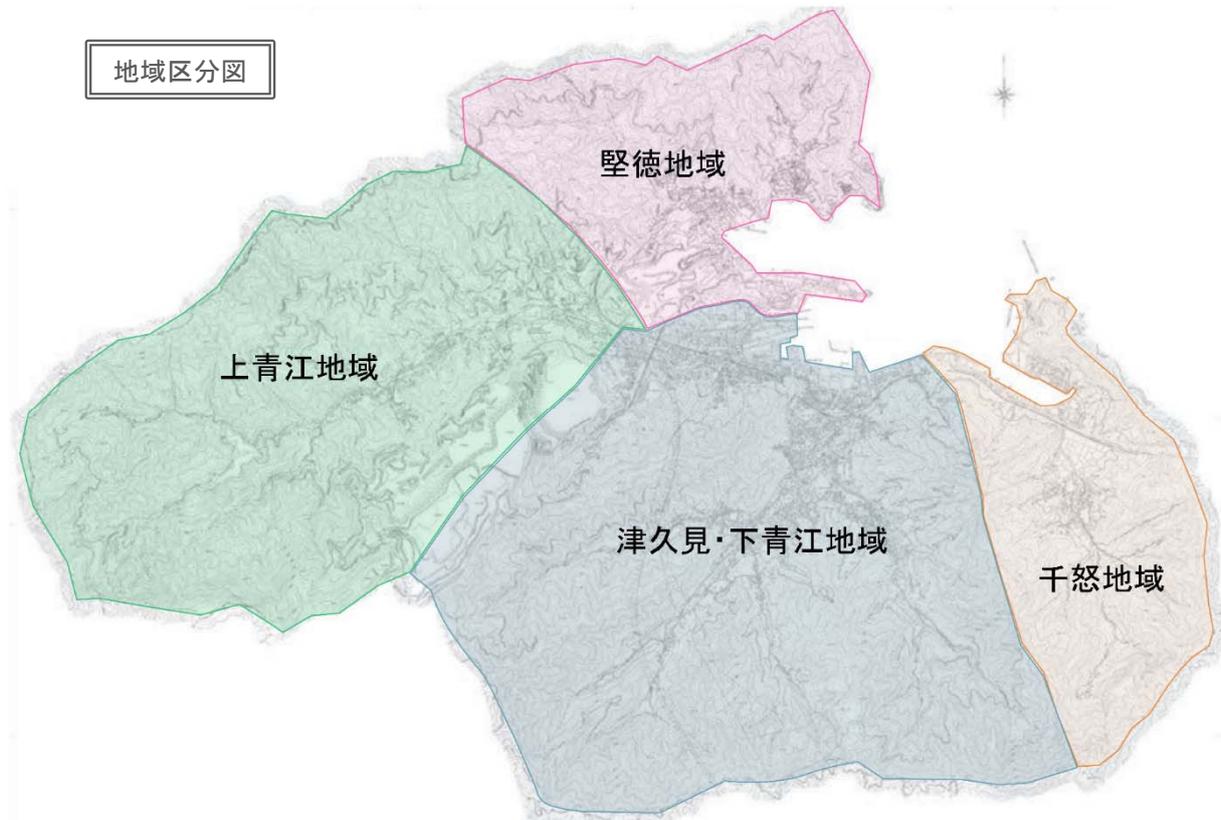


資料：大分県 R3 都市計画区域マスタープラン

(4) 地域区分

上位・関連計画における「地域区分」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新庁舎と街なか観光拠点の一体的整備を機に、JR 津久見駅から概ね半径 1 km以内の市中心部（中心市街地）を、新たに本市の都市づくりの拠点となる、にぎわい・活力エリアと位置づけ、さらに、本エリアを「滞在快適性等向上区域」（まちなかウォークアブル区域）とし、街なかへの都市機能、居住の誘導を図る 	R4 都市計画マスタープラン
地域区分	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 津久見・下青江地域：商業地域、準工業地域に定められたエリアを中心に本市の商工業が発展し、また、ほとんどのエリアが人口集中地区となっており、本市の都市づくりの核（中心）として、都市施設や居住を誘導し人口維持を図っていく必要がある ▶ 千怒地域：土地区画整理事業が行われ、良好な住環境が広がる地域で、市民病院、総合運動公園等の都市施設が立地している ▶ 上青江地域：豊かな自然に囲まれ地域コミュニティが発達し、鬼丸住宅跡地を活用した住宅地造成等で定住促進に期待がかかる ▶ 堅徳地域：基幹産業である石灰石・セメント関連産業、港湾・工場・鉱山の魅力ある景観、文化財などに囲まれ、国道・市道バイパス開通により生活利便性が向上している 	
定住・ふれあいエリア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての地域を、商工業と住宅が混在した、定住・ふれあいエリアと位置づけ、市民の健康で文化的な暮らしの実現を目標とするとともに、各地域を結ぶ交通ネットワークを強化する 	

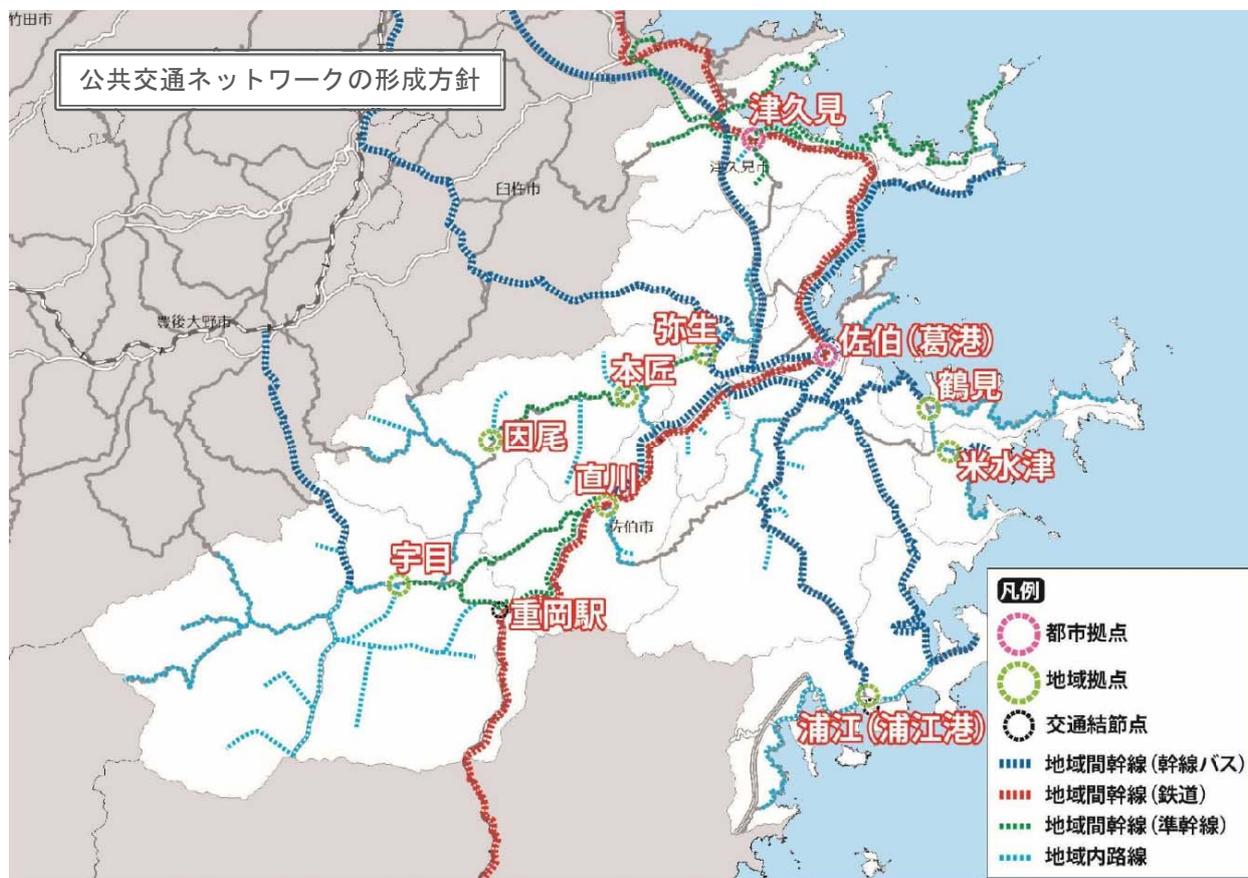


資料：津久見市 R4 都市計画マスタープラン

(5) 公共交通・ネットワーク軸

上位・関連計画における「公共交通・ネットワーク軸」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
地域間交通	<p>◇鉄道</p> <p>➢ 県内広域や県内外を連絡し、通勤通学、買い物等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う</p> <p>◇路線バス (①幹線)</p> <p>➢ 圏域内外の拠点都市間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う</p> <p>➢ 端部の拠点都市や沿線の地域拠点では他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担う</p> <p>◇路線バス (②準幹線)</p> <p>➢ 主に圏域内の拠点都市と他市町の地域拠点を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の準幹線日常生活での移動を中心に担う</p> <p>➢ 他モードや幹線バス路線、地域内交通と連携し、拠点都市への連絡機能を有する</p>	R3 大分県南部圏地域公共交通計画
地域内交通	<p>◇路線バス・コミュニティバス、デマンド交通</p> <p>➢ 拠点都市や地域拠点から周辺部の居住地や生活利便施設・観光地等を連絡する近距離の路線で、地域の移動手段としての役割を担う</p> <p>➢ 拠点都市や地域拠点では地域間交通と接続することで広域への移動も可能とする</p>	



資料：大分県 R3 大分県南部圏地域公共交通計画

生活交通確保維持改善計画（津久見市地域内フィーダー系統確保維持計画）

本市では、公共交通に関する補助事業の計画として、生活交通確保維持改善計画を作成しています。当該計画では、路線バス・乗合タクシーにおける目標として、以下を定めています。

路線バスの目標

急速な少子高齢化や人口減少、そして新型コロナウイルス感染症により路線バス利用者は減少傾向のまま推移している状況であり、利用実態の調査を行う中で実情を把握・検討しながら地域の利用促進説明会をはじめとした協働的な取組を行い、補助系統の年間利用者の目標値は現状を維持する。

路線バス	現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	20,749人	20,749人以上	20,749人以上	20,749人以上

乗合タクシーの目標

目標1 乗客数

新型コロナウイルス感染防止対策により利用者の生活習慣が変化している中で、乗合タクシーに関する認知度合いを高め、利用促進のための説明会や試乗体験会の実施など協働的な取組を行うことにより、各路線の年間利用者数の目標値は現状を維持する。

乗合タクシー	現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 中央病院～津久見駅線	1,983人	1,983人以上	1,983人以上	1,983人以上
(2) 落の浦～大浜線	71人	71人以上	71人以上	82人以上

※(2)について、大分県南部圏地域公共交通利便増進実施計画の目標利用者数(R7)82人を目標とし、今後、R7の目標値を目指す。

目標2 運行割合

公共交通空白地域である畑地区において唯一の公共交通手段であり、利用促進のために畑地区の住民に説明会等を実施し、運行割合の現状値以上を目指す。

予約型乗合タクシー	現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(3) 畑～津久見駅線	50%	50%以上	50%以上	50%以上

※予約型乗合タクシーの現状値は運行割合(運行回数÷運行予定回数×100)

目標3 乗客の満足度

アンケート調査の実施により、以下の2つの項目を5段階評価で「満足」「やや満足」と回答する人の割合がそれぞれ80%以上とする。

- ①運行サービスが良い(運転士のマナー、定刻通りの運行等)
- ②バスに関する情報提供が適切である(時刻表や運行ルートの掲示等)

現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
66%	80%以上	80%以上	80%以上

資料：津久見市 R4 生活交通確保維持改善計画

(6) 市街地整備・土地利用

上位・関連計画における「市街地整備・土地利用」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
商業地 業務地	<ul style="list-style-type: none"> ▶津久見駅から国道 217 号に至る駅前周辺地区及び津久見港青江地区埋立地に商業地を配置 ▶津久見駅前周辺の中心市街地では、商店、家内工場、住宅が混在し商業環境、居住環境が悪化していることから、防災、安全、利便性、快適性の向上のため道路、公園、広場の整備を進める ▶市街地内の既存ストックの活用等による土地高度利用、空き家・空き店舗等の低・未利用地の活用により、まちなかの居住環境の向上を図る 	R3 都市計画 区域マスタープラン
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ▶用途地域内の人口を維持するため、都市基盤整備の推進や既存ストックの有効活用、老朽化した空き家の除却等の適切な土地利用の誘導により良好な居住環境の形成を図る ▶中心市街地周辺では、住工混在の解消など、環境整備対策を図る ▶土地区画整理事業が完了した地区においては、住宅建設の促進と良好な居住環境の維持に努め、定住を促進する 	
市中心部	<ul style="list-style-type: none"> ◇商業施設・商店集積ゾーンとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶駅前にぎわい軸に沿って JR 津久見駅や商店街等と連携し、市民の生活を支える生活利便機能の集積を図る ◇海辺のレクリエーション拠点との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶海辺散策軸に沿ってつくみん公園と連携し、イベント等におけるプレイスメイキングの手法を通じた本拠点への市民の愛着・親しみの醸成や、「みなとオアシス津久見」の拡大・再整備など、海辺の一体的な賑わいの創出及び港湾景観の形成を図る ◇街なか拠点＋行政市民サービス拠点 <ul style="list-style-type: none"> ▶駅前にぎわい軸と海辺散策軸に沿った新庁舎計画予定地において街なか拠点と行政・市民サービスの拠点を一体的に整備する 	R2 街なか拠点 整備等基本構 想



資料：津久見市 R2 街なか拠点整備等基本構想

(7) 都市施設・公共施設

上位・関連計画における「都市施設・公共施設」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 効率的・効果的な施設運営によって持続可能な市民サービスの提供を図る ①次世代に継承可能な施設の保有 ②ニーズに対応した市民サービスの提供 ③安全安心な公共施設等の形成 ④効率的で効果的な施設運営 	
建築系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民文化系施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区集会所の施設改修等にかかる経費の一部を補助することで、改修や修繕によって老朽化した施設の耐用年数の延長を図る ◇社会教育系施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 改修を必要とする箇所が増えてきており、利用環境の維持・向上を図るため、適切な改修や他施設との複合化等を検討する ◇スポーツ・レクリエーション系施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全体的に老朽化が進んでいることから、適切に維持管理を行い、安全性を確保するとともに、長寿命化対策を進める ◇学校教育系施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校として運営を行っている小中学校は、今後点検・修繕を計画的に行い、長寿命化対策を進める ▶ 休校施設は、学校施設としての利用可能性を検証し、廃校手続きについて検討する ▶ 廃校・廃園となった施設は、地区や土地の地権者と協議のうえ、機能転換による利用や施設の複合化、民間による活用等も視野に検討を行う ◇保健・福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ サービスのあり方を含めて民間を活用した管理運営、機能の集約等を検討する ◇行政系施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市役所庁舎は、東南海、南海地震への対策を踏まえ、津久見港青江地区埋立地に新庁舎建替を計画している ▶ 出張所は、地区の状況を勘案し、計画的な長寿命化を図りながら、他施設との機能集積等、施設の有効活用を検討する ◇公営住宅 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市営住宅の管理代行者として大分県住宅供給公社が定期的な点検や修繕等の適切な維持管理を行う一方で、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な修繕や多様化する居住形態に即したリノベーション等についても適時実施する ▶ 大分県公営住宅マスタープラン等を踏まえ公営住宅サービスを再考し、総量についての検討や、新たな土地活用についても検討する 	<p>R4 公共施設等総合管理計画</p>
インフラ施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路・橋梁等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急性や利用状況等を踏まえながら計画的な維持管理を行い、更新費用の平準化を図る ◇河川 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日常的に点検を行い、適宜適正な修繕や改修を行う ◇公園 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公園施設の長寿命化対策を図ることにより、公園機能を保全しながら、ライフサイクルコストの削減に努める ◇上下水道 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化した管きよ等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い更新費用の平準化を目指す 	

(8) 地域資源・観光

上位・関連計画における「地域資源・観光」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
目標	◇目標値 ▶観光入込者数：60万人 ▶観光消費による経済波及効果：24億円 ◇戦略目標 ▶観光を通じた地域産業の振興と地域の活力創造 ◇2026年に達成を目指す目標 ▶市民が潤い、誇りが持てる観光の基盤をつくる	R4 観光戦略
獲得を目指すターゲット	▶新型コロナ感染拡大以前の顧客を回復する ▶県内の子育てファミリーを獲得する（※前期戦略から踏襲） ▶新たな顧客（教育旅行、SIT、県外居住者）を獲得する ▶更に、企業の誘致を通じて、持続可能なまちづくりへ	
コンセプト	▶「宇宙・地球・世界・日本全国」に通じる資源の宝庫・津久見ならではの「地球体験観光」	
基本方針	▶基本方針1：市民が「誇れる」津久見の発見と発信 ▶基本方針2：市民が津久見で稼ぐ仕組みづくり ▶基本方針3：津久見の振興と活力を生み続ける土台づくり	
市中心部	▶「みなとオアシス津久見」エリアを、国道217号以北の津久見港埋立地全域へ拡大し、その拠点施設として、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎と街なか観光拠点の一体的整備を目指す	R4 都市計画マスタープラン



資料：津久見市 R4 観光戦略

(9) 都市防災

上位・関連計画における「都市防災」について、以下のとおり整理します。

区分	内容	出典
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人命の保護が最大限に図られる ▶ 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ▶ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ▶ 迅速な復旧・復興 	R3 国土強靱化地域計画
都市公園・オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市公園は、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備する ▶ 都市公園は、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能を持つ防災ステーションの整備を図る 	R3 地域防災計画
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難地としてのオープンスペースの確保を推進する 	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これまでの災害履歴や想定される災害を踏まえ、土砂災害特別警戒区域における開発行為の抑制など、災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用等により災害リスクに配慮しつつ、適切な土地利用を推進する 	
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討する ▶ 建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、必要に応じて防火・準防火地域や地区計画の指定などにより市街地の不燃化を促進する 	
開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める 	R3 都市計画区域マスタープラン
道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進する ▶ 災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、道路の無電柱化を検討する 	
河川	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーション等の整備を図る ▶ 河川については、浸水被害の解消・軽減のための取組を行う 	
海岸保全施設・下水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既設の海岸保全施設や下水道施設については、耐震化等の促進に努める 	
事前防災と減災	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 津久見港埋立地に建設する新庁舎は、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として整備を進める ▶ 都市づくりの核となる市中心部においては、民間活力による津波避難ビル機能を兼ね備えた賃貸住宅整備、住宅や事務所の新築の際の嵩上げなどの支援と合わせ、市街地が被災した際の仮設住宅の建設候補地を検討する ▶ 避難場所の指定や誘導表示・安全地帯表示・津波到達予測時間の周知を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、各地域において避難困難な狭隘道路については、拡幅・整備を検討し避難路及び避難場所を確保する 	R4 都市計画マスタープラン